

確定申告は正しく期限内【3月15日(水)まで】に!

令和4年分の所得税の確定申告と納付期限は、3月15日(水)です。

期限内に正しい申告と納税がされないと本来納めるべき税金のほかに無申告加算税や延滞税を納めていただく場合がありますので、まだ申告がお済みでない方は、市役所本庁舎または津島税務署の相談会場(津島市文化会館)でお早めにお願ひします。

また、国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができますので、ご利用ください。

市役所申告相談会場(本庁舎2階大ホール、第3・4会議室)

確定申告相談を市役所(本庁舎)で実施しています。

お車でご来場の場合は、本庁舎北側と東側駐車場をご利用ください。

なお、3月3日(金)までは庁舎間の臨時連絡車両を運行しますのでご利用ください。

申告相談内容	市民税・県民税、所得税(一部受け付けできない申告内容有り)
開設期間	2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜・祝日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後4時
申告に必要な物	広報あま2月号をご覧ください。
コロナウイルス対策	広報あま2月号をご覧ください。
お 願 い	<ul style="list-style-type: none">●受付番号順に職員との面談により申告書作成を行います。受付にて『申告相談受付票』をお渡ししますので、待合席にてご記入をお願いします。●待合室の混雑、密を減らすため、作成済みの申告書の検算を廃止します。国税庁のウェブサイト等から申告書を作成された方など、ご自身で申告書を作成された方は、そのまま、会場内の申告書投函箱に投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。●譲渡所得(土地・建物・株の売却、先物取引等のある方)の申告相談、決算書・収支内訳書の作成指導、新規の住宅借入金等特別控除の申告及び消費税・贈与税・個人事業税の申告などについては市役所では受け付けできませんので、以下の津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へお出かけください。

津島税務署の相談会場(津島市文化会館)

申告内容 給与所得者の還付申告、所得税の申告、譲渡所得、贈与税の申告、個人事業者の消費税の申告

※来場されるときは、関係書類やマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード(通知カードの場合は、身分証明書が必要)をお持ちください。

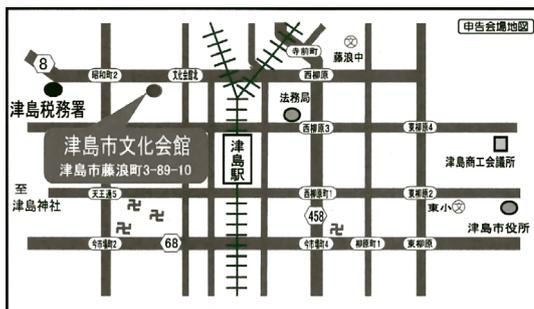
開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜、祝日を除く)ただし、2月19日(日)と2月26日(日)に限り開設します。

受付時間 午前9時～午後5時

※「入場整理券」は、会場での当日配付、またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

右の二次元コードを読み込んで、国税庁LINE公式アカウントと友達になってください。



申告書の郵送先・問合先

【所得税・贈与税】

津島税務署
〒496-8720
津島市良王町2-31-1
☎0567・26・2161

【市民税・県民税】

税務課
〒490-1292
あま市木田戌亥18番地1
☎444・0509(直通)
FAX445・3856

【個人事業税】

西尾張県税事務所
〒491-8506
一宮市新生2-21-12
☎0586・45・3169